

残る論点についての考え方

2022年10月14日

経 済 産 業 省
国 土 交 通 省

1. 事業計画の迅速性評価

【前回までの整理】

- 前回の議論を踏まえ、**迅速性の評価**については、
 - ① 予見可能性の高さから運転開始時期に対する絶対基準を設けて評価することとし、
 - ② 数ヶ月の計画遅延の可能性も踏まえつつ、より早期の運転開始を促すインセンティブを設ける観点から、**段階的な評価基準**とし、
 - ③ 拙速な計画ではなく、事業計画の実現性の観点も考慮し、より確からしい計画をより高く評価できるよう、
 - i) 事業計画の実現性（基盤面、実行面）の評価点が5割未満の場合は0点とし、
 - ii) 5割以上の場合には、運転開始時期に応じた点数に事業計画の実現性（基盤面、実行面）の配点40点に対する比率を乗じた値を事業計画の迅速性の評価点とする。

【残る論点①】

- 迅速性を評価するにあたっては、**ペナルティの設定が重要**であるとの指摘もあったことから、迅速性評価導入に伴うペナルティ設定の方法について検討する。
- 具体的には、運転開始予定日をより早く設定した場合のメリットが、選定後の遅延によるデメリットを上回る場合、予め遅延することが分かっているながら、早めの運転開始予定日を提案するおそれがある。
- したがって、事業者に適切な計画を作成・提案させるため、運転開始予定日から遅延した場合のディスインセンティブやペナルティを適切に設定する必要がある。

【残る論点②】

- **段階的な評価基準**については、エネルギーミックス目標（2030年度）との整合を前提としつつ、**各基地港湾の利用可能期間を踏まえ想定される最速の運転開始時期**を考慮し、区域毎に設定する必要があるのではないか。

論点① 事業計画の迅速性の評価に対するペナルティの設定について

1. 一定の前提の下で、遅延を織り込んで運転開始予定日を提案する場合のメリットは以下のとおり。

迅速性評価点が**5点加点**される場合、**最も低い基準価格に応じて**、

・**10円/kWh**の場合 ⇒ 価格換算：約0.43円/kWh、総売電収入換算：**約120億円**

$$\left[120 \times \frac{10}{10} - 120 \times \frac{10}{10+x} = 5(\text{点}) \Rightarrow x = 0.43 \text{円/kWh} \quad 0.43(\text{円/kWh}) \times 50\text{万}(kW) \times 33.1(\%) \times 24(\text{時間}) \times 365(\text{日}) \times 20(\text{年}) \doteq 120\text{億円} \right]$$

・**15円/kWh**の場合 ⇒ 価格換算：約0.65円/kWh、総売電収入換算：**約180億円**

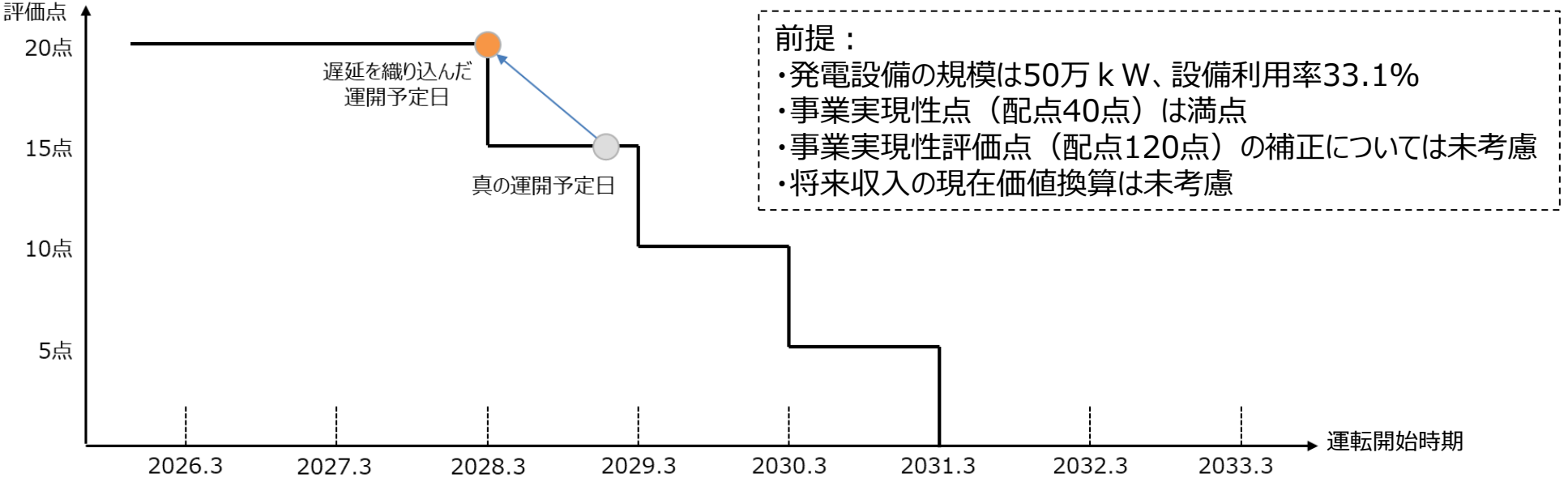
・**20円/kWh**の場合 ⇒ 価格換算：約0.87円/kWh、総売電収入換算：**約240億円**

2. 遅延を前提とした運開予定日で計画提案させないためには、上記メリットを超えるディスインセンティブやペナルティが必要。

具体的には、

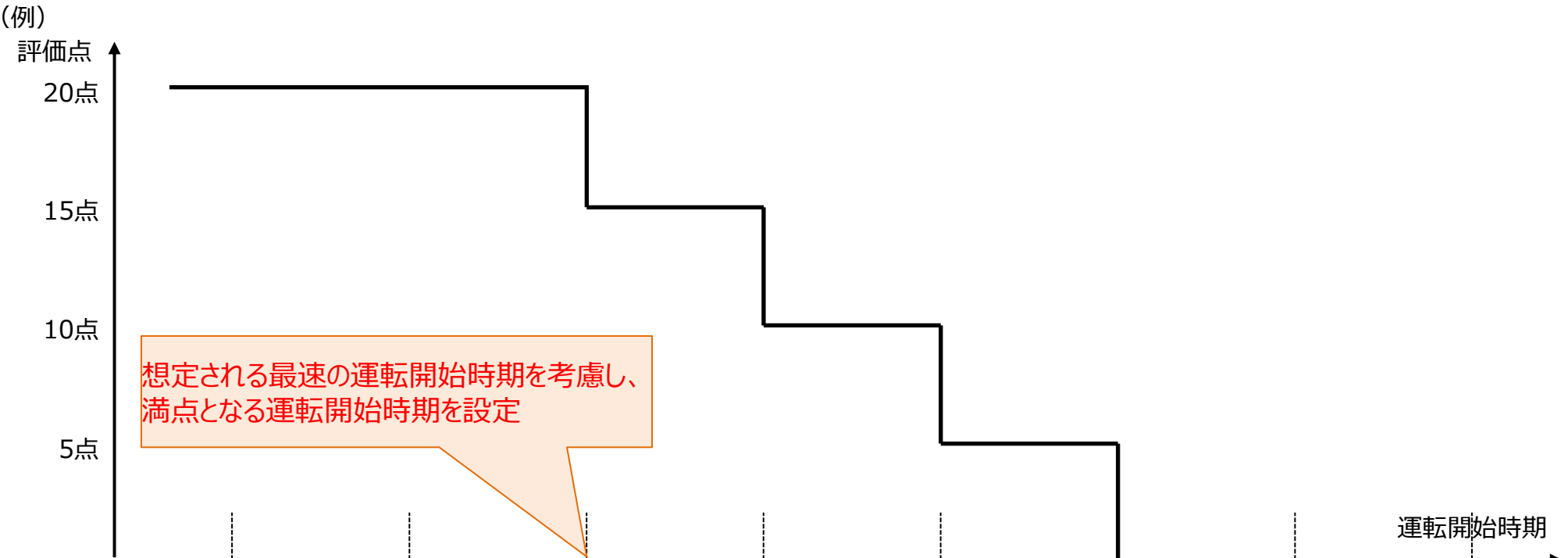
- (1) **事業実現性評価による重み付け**（例えば、事業計画の実現性評価が20点であれば、上記メリットは約1/2に圧縮される。）
- (2) 迅速性評価点の変更となる遅延が生じた場合、**保証金を没収**（50万kWの場合、保証金規模65億円（1.3万円/kW））
- (3) **遅延による売電期間（収益）の減少**
- (4) **入札参加資格停止**（運転開始日が計画より著しく遅延した場合）

これらのディスインセンティブやペナルティを設定することで、遅延を織り込むメリットを上回り、遅延前提の計画策定を抑止できるのではないか。



論点② 迅速性の評価基準設定の基本的な考え方

- 1. 基本的には、2030年度のエネルギーミックス目標の達成に資する計画を評価する観点から、2030年度までに運転開始を予定している提案について迅速性を評価することとし、更なる早期の運転開始を促す為に段階的な評価基準とする。但し、基地港湾によっては利用可能期間の制約も想定されるため、各促進区域の状況に応じて、段階的な評価基準を設定する必要。
- 2. 具体的には、それぞれの基地港湾の利用可能期間等を踏まえ想定される最速の運転開始時期を考慮し、満点となる運転開始時期を設定。その上で、2030年度までの期間について、段階評価することとしてはどうか。但し、洋上風力発電のような大型プロジェクトでは、数ヶ月程度の遅延は十分に起こりえる点を踏まえ、数ヶ月程度の運転開始予定日の差に評価上の差を設けることは合理的ではないため、段階的な評価基準については、半年～1年以内となるようにしてはどうか。（以下の図）



2. 事業実現性評価点

これまでの議論を踏まえ、

- 政策的に重要なポイントについて、評価の差違が鮮明に表れるように、事業実施能力について配点等内容を見直しつつ、引き続き、「事業実施能力」を80点満点で評価。「地域との調整」と「地域経済等への波及効果」の合計点を40点満点とし、合計120点満点で評価する。
- 事業実施能力80点について、「事業計画の迅速性」（20点）、「事業計画の基盤面」（20点）、「事業計画の実行面」（20点）、「電力安定供給」（20点）とする。

【残る論点】（事業実現性評価点の補正について）

- **「国民負担の抑制」と「事業の確実な実施」の両立の観点から、供給価格と事業実現性を同等（1:1）に評価するため、最高評価点者が必ず満点（120点）となる供給価格点の算出式と同様に、（落札制限の適用有無に関わらず）事業実現性評価においても最高評価点者が必ず満点（120点）となるよう点数の補正を行うこととしてはどうか（パブリックコメント原案）。**

※ 「事業実現性評価点 = (提案者の評価点 / 公募参加者の最高評価点) × 120点」

- なお、事業実現性評価点の補正を行わなかった場合と比較して、供給価格点の比重が相対的に低下し、国民負担の抑制が図られないとの指摘もあるが、**供給価格点の算出式は、より低い供給価格を導出し得る方式を採っている**ことから、今後の公募においても**供給価格を重視した提案が期待される**ものと考えられる。

(参考) 価格評価における価格差と価格点差の関係

第14回合同会議 資料1
(2022年6月23日)

供給価格点は下記の算出式により算出されることから、最低供給価格と提案者の価格差が同じであっても、最低供給価格が低くなるほど、供給価格点差が大きくなる。

$$\text{「供給価格点} = (\text{公募参加者の最低供給価格} / \text{提案者の供給価格}) \times 120\text{点}」$$

(国民負担抑制の評価)

最低供給価格の提案者（120点）との評価点差

		最低供給価格との価格差【円/kWh】					
		+0.5	+1.0	+1.5	+2.0	+2.5	+3.0
最低供給価格 【円/kWh】 (※)	0	—	—	—	—	—	—
	3	17.1	30.0	40.0	48.0	54.5	60.0
	6	9.2	17.1	24.0	30.0	35.3	40.0
	9	6.3	12.0	17.1	21.8	26.1	30.0
	12	4.8	9.2	13.3	17.1	20.7	24.0
	15	3.9	7.5	10.9	14.1	17.1	20.0
	18	3.2	6.3	9.2	12.0	14.6	17.1
	21	2.8	5.5	8.0	10.4	12.8	15.0
	24	2.4	4.8	7.1	9.2	11.3	13.3
	27	2.2	4.3	6.3	8.3	10.2	12.0
	30	2.0	3.9	5.7	7.5	9.2	10.9

(※) 最低供給価格が最高評価点価格を下回る場合には、最高評価点価格